

## 伊達市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、伊達市長から措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

### 記

令和2年度定期監査(前期)に係る監査結果に基づく措置状況報告

令和3年1月12日

伊達市監査委員 山下 茂

伊達市監査委員 辻浦 義浩

告示期間満了日 令和3年1月18日

伊 総 号  
令和3年1月8日

伊達市監査委員 山 下 茂 様  
伊達市監査委員 辻 浦 義 浩 様

伊達市長 菊 谷 秀 吉

令和2年度定期監査実施に伴う指摘事項の措置状況について（通知）

令和2年12月25日付け伊監第48号で照会のありました標記の件につきまして、別添のとおり措置状況について通知いたします。

記

1. 提出書類 措置通知書
2. 提出部署 総務部 総務課

（総務部総務課総務係 担当：山田 内線313）

## 監査結果に基づく措置通知

監査区分	監査対象部局	指摘(要望)事項	措置内容
令和2年度 定期監査	総務部 総務課	<p>○使用料等納入事務</p> <p>行政財産目的外使用料に係る納入通知書に記載されている納期限が、伊達市会計規則で定める「納入通知をする日の翌日から起算して20日以内」を超えた日で定められていたものがあった。 適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本指摘事項について、係内で行政財産目的外使用料に係る事務処理のあり方及び再発防止について協議いたしました。 今後は、請求漏れを防ぐのはもちろんのこと、納期限の設定については、債務者の期限の利益に配慮しつつ、「伊達市会計規則」で定める「納入通知をする日の翌日から起算して20日以内」を超えることがないように適切な事務処理に努めて参ります。</p>
		<p>○補助金等交付事務</p> <p>伊達市防犯灯修繕費等補助金交付要綱の第7条において、「当該補助事業に係る工事が完成したときは、速やかに工事完成届を市長に提出するものとする。」とあるが、工事完成届が大幅に遅れて提出されているものがあった。 適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>防犯灯修繕費等補助金交付事務については、自治会長及び市内の防犯灯工事施工業者に対し、防犯灯修繕費等補助金の申請の流れを説明した文書を作成、送付するなど、防犯灯修繕費等補助金交付要綱等に基づく、防犯灯に係る補助事業の進め方についての周知を図っております。 また、市に提出された「防犯灯修繕費補助金交付申請額算出調書」に記載された「工事着手及び完了予定期日」の完了日を過ぎても、「工事完成届」が提出されない場合は、直ちに当該自治会あるいは工事施工業者に連絡し、状況を確認すると共に、工事完了後の速やかな届け出を促しております。</p>
		<p>○補助金等交付事務</p> <p>地区別自治会長研修事業補助金の額の確定に伴う差額の返還事務において、当該自治会宛に発付する納入通知書(戻入)に納期限が記載されていないものがあった。 適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>本指摘事項について、地区別自治会長研修事業補助金をはじめとする、請求事務のあり方及び再発の防止について協議いたしました。 今後は、納入通知書(戻入)の記載内容については、決裁時において「納付者、金額、会計科目、発行日、納期」の記載が適切かどうかを重点的に複数の目でチェックしていくこととし、再発防止に努めて参ります。</p>